

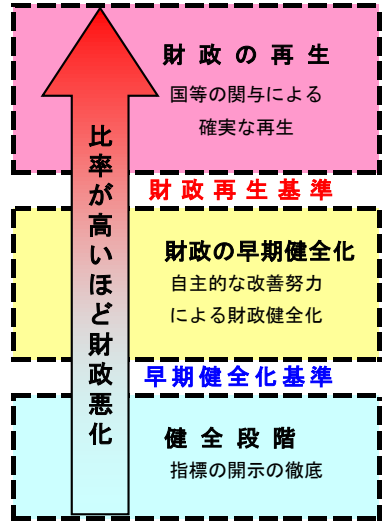
『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』による指標

最上町

この法律は平成19年6月に公布され、これまでの地方自治体の申出による財政再建から、財政指標の整備と開示を徹底し地方公共団体の自律・自立した地方財政への変革、国が関与しての確実な財政再生できる制度として、約半世紀ぶりに財政再建制度を抜本的に見直した法律です。

この法律による指標は、平成19年度の決算数値から算定され、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、公表することとされています。

◎新法のイメージ



◎町の平成30年度決算に係る健全化判断比率（公表すべき指標）

- ① **実質赤字比率** — % (一般会計が赤字でないため表れません。)
 - (早期健全化基準 15% : 財政再生基準 20%)
 - ・普通会計が赤字の場合の、標準財政規模に対する程度を表す指標
- ② **連結実質赤字比率** — % (全会計が赤字でないため表れません。)
 - (早期健全化基準 20% : 財政再生基準 30%)
 - ・全会計で赤字がある場合、標準財政規模に対する程度を表す指標
- ③ **実質公債費比率** 8.0% (平成29年度 7.6%)
 - (早期健全化基準 25% : 財政再生基準 35%)
 - ・一般会計が負担する実質的な公債費の標準財政規模に対する程度を表す指標
- ④ **将来負担比率** 52.0% (平成29年度 48.1%)
 - (早期健全化基準 350%)
 - ・将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する程度を表す指標
- ⑤ **公営企業における資金不足比率** 対象の全会計とも — %
 - (経営健全化基準 20%) (資金不足でないため表れません。)
 - ・公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する程度を表す指標

健全化判断比率

※ 最上町の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下まわっています。

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』における財政指標の対象範囲

